

Hand in Hand

逐次刊行物

10.3.8

国立女性教育会館
女性教育情報センター

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚——それは旅の半ばの一つの出来事。
新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

Vol.251

「不登校の子どもたちの権利を守る」

「つながり」を再構築し、人生の選択肢を広げる政治を



奥地 圭子 (おくち けいこ)

1941年生まれ。63年より22年間、東京と広島で公立学校教員。我が子の登校拒否体験から、84年に親の会「登校拒否を考える会」を立ち上げ、翌年フリースクール「東京シューレ」開設、00年にNPO法人として再編し理事長（以後、現在まで）。06年学校法人「東京シューレ学園」を設立し理事長、翌年「東京シューレ葛飾中学校」を開校して校長を兼務。

●不登校支援の全国的活動も多く展開し、NPO法人「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」代表理事、NPO法人「フリースクール全国ネットワーク」代表理事など。

円 学校に行かない・行けない子どもたちの居場所としてフリースクール「東京シューレ」を開設されたのが、ちょうど25年前ですね。

奥地 まだ「不登校」という言葉がなくて、「登校拒否」と言われていた時代でした。

円 あの頃は、子どもが学校に行かないこと自体がおかしいと、親も先生も登校させようと必死でしたね。「子どもが教育を受ける権利」という発想がほとんどなかった時代に、実践的で大事な活動を始められたことを新聞記事で知りました。ちょうどニコニコ離婚講座を始めて5年たった頃で、離婚問題を抱えた方の中には不登校の子に悩む親御さんがずいぶんいらしたんです。「離婚なんかするから不登校になる」と言われて落ち込むお母さんたちのために、離婚講座に講師としてお招きして…。

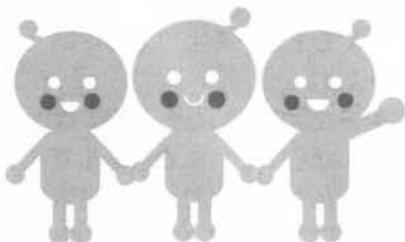
奥地 不登校は離婚や家庭の問題が原因で起こるわけではなく、子どもと学校の距離の問題なんです。だから動揺せずに、「偏見に負けないで」とお話をさせていただきました。

円 不登校政策や教育のあり方の是正を求めて、国政にもずいぶん働きかけ続けていらっやいます。



円 より子 (まだか よりこ)

●1947年 神奈川県生まれ。津田塾大学英文科卒業後、ジャパントイムズ編集局勤務を経て、フリージャーナリスト・作家。93年、参院選に繰り上げ当選し、現在3期目(全国比例区)。民主党副代表、「次の内閣」財務大臣、参議院財政金融委員長などを歴任。現在、両院議員総会長代理、参議院議員副会長、民主党財政金融委員会筆頭理事。
●女性と家族の問題に取り組み、「女性のための政治スクール」、「ハンド・イン・ハンドの会」(母子家庭の母親の支援ネットワーク)、「離婚110番」(無料電話相談)などのボランティア活動を続ける。



「子どもHAPPY化計画」展開中



●Hand in Hand 第251号 【発行日】2010年3月1日 【発行人】ハンド・イン・ハンドの会(代表 円より子)
【編集スタッフ】向井通江 満木葉子 藤岡郁子 【事務局スタッフ】長島千春 倉林佐也子
【連絡先】(株)現代家族問題研究所内:〒102-0082 千代田区一番町4-42-6F TEL:03-3261-1835 FAX:03-3261-1836
■<http://www.madoka-yoriko.jp/> <http://www.gendai-kazoku.jp/> info@gendai-kazoku.jp

「離婚と母子の110番」TEL.03-3261-1835 毎土曜:13~17時(詳細は8面参照)



工藤 健仁 (くどう けんじ)

●1993年 東京都生まれ、16歳。小学校6年生から東京シューレ王子に通い始め、現在 高等部に在籍。仲間と2年半の準備を重ね、今年1月、アラスカで原住民や現地フリースクールの子どもたちと交流し、オーロラを見る夢をかなえたばかり。

●09年8月に発表、採択された「不登校の子どもの権利宣言」を起草した中心メンバーのひとり。

■ 注釈

【*1】●「ホームエデュケーション」イギリスでは「ホームエデュケーション」、アメリカでは「ホームスクーリング」と言われ、家庭を拠点とした教育のあり方をさす。日本でいう、学校に行くことを前提にした「家庭教育」「自宅学習」とは違い、「家庭」を主なよりどころとして成長していくあり方。

【*2】●「シューレ」ギリシャ語で「精神を自由に使う」の意。

【*3】●「教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書」

大阪大学・志水宏吉教授らによる。1964年と2007年の学力テストの都道府県別結果を比較分析し、子どもの学力格差を生む主因が、都市と地方の間の「都鄙（とひ）格差」から、子どもと地域や家族との「つながり格差」に移ったと分析。07年のデータから、「持ち家率」の高さは地域とのつながりの豊かさを、「離婚率」の高さは家庭生活の不安定さや家族関係の揺らぎを、「不登校率」の高さは子どもたちと学校とのつながりの弱体化・希薄化を示すとして、この3指標を総合して「つながり格差」とした。

●NPO法人「東京シューレ」●

〒114-0021 東京都北区岸町1-9-19

TEL : 03-5993-3135

FAX : 03-5993-3137

☐ info@homeshure.jp

http://www.shure.or.jp/

奥地 長年続く「不登校の子を学校へ戻す」という施策を根本的に変えなければ、状況は好転しません。98年の児童福祉法改正の際には、不登校の子を教護院(児童自立支援施設)に入れ、生活を正して学校に戻すという発想があったのを、「不登校というだけでは入所対象にはならない」と付帯決議を付けるために奔走してください。それが都道府県に到達されたときにはホッとしました。

円 不登校は、文科省の学校基本調査によると70年代半ばから急増。小中学生はこの10年以上13万人近くも存在し続けていますし、いま7万人近い高校生が学校と距離を置いています。ぜひ当事者の目線から、不登校やフリースクールの現状をお聞かせ下さい。それを政治に反映させて、子どもたちの苦しい状況を少しでも早く取り除きたいと思えます。

学校へ行くのはあたり前？

円 学校の外に「東京シューレ」のような子どもの居場所をつくろうと思われたきっかけは？

奥地 もう30年以上前になります。私自身、我が子の登校拒否に直面したんです。転居による小学校転校でいじめにあったのが原因。70年代、いじめが広がり始めていた頃のことです。いじめがあれば、学校に行きたくない・行けないのは当たり前なのに、当時の私は教師でもあり、「なんとか困難を乗り越えて学校に行って欲しい」という対応をするばかり。それで、子どもがとても苦しい思いをして、拒食症になったんですね。そのことで、昨年亡くなられた渡辺位(たかし)さん……当時は治して学校に戻すという発想が強い中で、子どもの側に立った考え方をしておられる児童精神科医の先生に3ヶ月の予約待ちでお会いしました。

医者不振になっていた子どもも「一回だけなら」と会うのを承知してくれたのですが、この出会いがものすごく大きな意味を持ちました。それまで自己否定でいっぱいだったのに

「自分は自分でよかったんだ」と自己肯定に転じることができたんですね。私も「学校に行くのがあたり前」という考えに縛られていたことに気づかされました。それで、まず親の側の学びあい・支えあいが必要だと感じて、登校拒否を考える親の会の活動を始めたんです。

円 当時は、学校という選択肢しかありませんでしたものね。

奥地 子どもにとって教育は権利ですし、本当の意味で成長するために学ぶわけですから、それがしにくい・できない状況があるならば、学校へ行かない形で成長するのもありなんです。親が不登校を理解するにつれて、子どもたちも元気を取り戻し、「友だちがほしい」「いろんな経験や勉強をしたい」、でも「行くところがないよー!」という声が出始めて、学校以外の学びと交流の場があれば、と気づきました。

円 それが「東京シューレ」の始まりだったんですね。

奥地 当時は、埼京線東十条駅近くの雑居ビルの狭い一室で、そういう場所がどう成り立つのかもわからないまま、必要に迫られて始めてみたんです。そうしたら、どんどん子ども達がやってきて、居場所があることで、すごく元気になっていった。それで、できるだけ多くの子どもたちの声に応えるために広い場所を求めて王子に移転しました。現在は、東京で王子と新宿、千葉で柏の葉の3スペースを運営しています。

円 25年で何人くらいの子どもが巣立っていったのでしょうか。

奥地 1300人ほどですね。いま現在は、6歳から20歳までの約160名が在籍しています。通い方はそれぞれのペースでよいので、毎日通う子も、アルバイトや通信制の学校に通いながらいつでも来られるようにしている子もいます。

学校復帰を目的にしたところではありませんから、それまで苦しんできた子どもたちが安心できる居場所ので、子どもに主体を置いた学びの場

でなければ意味がありません。それぞれの個性に合わせて成長していけるよう、学習も生活もすべて子どもたち自身が参加・相談して決めるといふ、子ども中心の考え方が運営のベースになっています。

99年には18歳以上の若者のための「シューレ大学」という知的探求と表現の場も生まれました。

工藤 僕は小学校6年から東京シューレ王子にほぼ毎日通っていますが、不登校という共通体験があるから、目に見えない一体感があるんです。いま高校1年生年齢ですが、年齢を超えて一緒に学んだり活動する仲間に出会えてよかったと感じています。

一人ひとりの子どもに合った 学びと成長の場をつくる

円 在宅で不登校の子どもたちが相当数いるのではありませんか？

奥地 国が力を入れている適応指導教室（教育支援センター）を利用している子はごく少数、フリースクールも含めどこかに通っている子ども半数程度で、半数は在宅不登校の子どもたちです。そこで、家庭で育つことを肯定的に捉えて支援することが必要だと、93年から「ホームシューレ」という活動を始めました。欧米のホームエデュケーション[*1]の考え方で、家にいても人とつながりを持って、情報を得て、学習し、成長するサポートをしようというものです。

その中のメニューの一つ「ライブシューレ」は、パソコンを使ったテレビ会議システムで学習をサポートしたり、スタッフや会員同士の交流を行うもので、05年に文科省の委託事業としてスタートしました。

ホームシューレにはこれまでに1600以上もの家庭が参加して、いま全国で約240家庭が交流誌やインターネット、サロン(交流会)を通じてつながりを持っています。元気な在宅不登校の子やその親が増えていて、いま自発的に100種類近くのサロンが全国で活動しています。

円 05年に「IT等活用の学習によ

る在宅児童生徒の出席扱い」制度ができましたね。

奥地 でも、残念ながらその情報が周知徹底されていません。在宅で学んでも出席日数として認められる形があると知るだけで、親の気持ちは楽になり、不登校を肯定できるようになって、子どもが楽になるんですが。

円 海外では多様な教育や学校、いろいろな学びのあり方が認められていて、それが公的に位置づいて、卒業資格も取れたりしますね。

奥地 私たちは、フリースクールが公教育としても位置づけることが大事だと考えています。ですから小泉政権のときの教育特区制度を活用して「学校法人東京シューレ学園」を設立し、07年にフリースクールを土台にした私立中学校「東京シューレ葛飾中学校」を開校しました。

円 市民が学校を作ることができるようになったわけです。

奥地 それまでは使用が許可されなかった廃校を校舎に使えて、学習指導要領も緩和できることになった。じゃあ、不登校を対象とした私立中学校をフリースクールのやり方で作ろうと。いま在校生は114人。傷ついて、学校になんか行く気になれなかった子どもたちが、自分のペースでゆっくり楽しく成長しています。

円 工藤さんは、この中学に行こうとは思わなかった？

工藤 ちょうど開校したときに中学1年生年齢でしたが、自分にはシューレの方が合っているかな、と。

奥地 フリースクールがよい子と、学校的な枠組みの中でやる方が楽な子とがいますから、両方とも必要なんだと思います。

円 経済的な負担はどのように？

奥地 フリースクールには公的な助成がなく、親がお金を出し合って支えています。親は、子どもが望むなら、たとえ低所得でも無理をしてでも行かせたいと思いますから、減額処置などの形で助け合う形をとらざるを得ません。減額家庭が2割以上だった年もあり、経営は大変です。

親と子、それぞれの 不登校との向き合い方

円 東京シューレへ来る子どもは、どのくらいの期間、不登校だったのでしょうか。

奥地 いま1、2年が多いでしょうか。

円 親と子のどちらが最初に行きたい・行かせたいと思うのでしょうか。

工藤 うちの場合は、最初に母親が東京シューレの存在を知りました。出会ったOBの親の方は「自分が行きたいと思ったときに行けばいい」と言ってくださったけれど、だんだん親が焦っていくのが感じられて、家に居辛くなって…。家から離れた学校以外の場所に行きたいと思ったときに、子どもが行ける場所はそんなにはない。で、たまたま知っていたシューレに行ってみたら楽しかった、という感じです。

円 よく一歩を踏み出しましたね。

工藤 まず家から出るのがおっくうで、電車に乗るのも人の目が気になってイヤだったり、シューレ[*2]なんていう何のこともだか想像もつかないところに行くのも、不安でした。

円 どうやって克服し、変わっていったんでしょう。

工藤 僕の場合は、不登校になってからシューレに行くまで半年くらいグジャグジャ〜っと何がなんだかわからない状態が続いて、毎日泣いて、眠れないし、苦しいし…。シューレに2、3年通って、いろんな人と会って、友だちができ、人間関係が広がって、ようやく自分の不登校のことを振り返れるようになりました。

奥地 心が落ち着くには時間が必要で、それを大人が待てないと子どもは苦しい。親には「焦らないで」とメッセージを発し続けています。

円 東京シューレは、親たちのカウンセリングもしていらっしゃる？

奥地 相談や親の会、外部の誰でも参加できる会も設けています。まず親が理解すること、子どもと共にやっていける親になること、そして子どもが安心できることが一番大事。そ



の結果、どういう道を選ぶかは、子ども自身が決めればいい。

円 親には、父親、母親、両方とも含まれていますか？

奥地 最近変化したのは、親の会にお父さんの参加が増えたことです。昔は、教育は女親の責任だと言われて女親ばかりでしたが、いまは20人いたら5、6人は父親ですね。父親が理解してくれると、家庭の中の子どもはとても楽になります。

円 世間や周りの目はどうですか？

工藤 母がまだあまりシュールを理解していない感じで、お葬式なんかで親戚が集まったときには、僕の不登校は言わなかったりして……少しだけ複雑な気分になったりします。

円 不登校も離婚も、ダメなことのようにならざるを得ないのは、ある意味、勇気が必要で、不登校の子は勇気があるのだと私は思います。でも、日本には「ふつうが一番」と

いう価値観があって、私の母も、いまだに娘は国会議員だと周りに言わないくらい(笑)。大人も子どもも同じ、親もショックを受けて立ち直れていないんだなあ、と思えば楽ですよ。工藤 なるほど。

オルタナティブ教育への公的な支援を

円 お母さんはきっと不安なんですね。学歴社会の中で、学校の枠から外れたあなたの将来のことが。

工藤 僕自身にも、正直言って不安はあります。シュールに3年間通っても高校の卒業資格にはならないし、自分の中では大きな学びだと思っても社会では認められなかったり、履歴書にも書けないですから。

円 卒業生の進路は？

奥地 いろいろですね。また学校ルートをとる子もいれば、アルバイトやフリーター、表現系で才能を生かす子もいます。長い目で見たら、世間で言う「学歴がなくてはやっていけない」みたいなことは違うなと感じます。一定の職場で経験を積み、信頼され、中卒でも高学歴者を使う立場になっている人もいますから。

円 社会が不登校やフリースクールを受け入れて、公的に制度として認められれば、進学や就職の際も不利ではなくります。そこは政治の役

割が大きいですね。

奥地 ええ。それで、私たちはNPO法人「フリースクール全国ネットワーク」を立ち上げて連携し、学校以外でのオルタナティブな教育を公的に支援していただけるよう働きかけています。学習指導要領一本の学校の枠組みから外れたら、「学校へ戻りなさい」というだけではなく、「こっちもありだよ」と言えるよう、そしてどれを選んででも不利にならないよう、公的に応援される仕組みが欲しいんです。仮に「オルタナティブ教育法」と言っていますが、学校教育法と並ぶ新しい教育法をぜひ作って欲しいと提案しています。

円 以前、フリースクールに通う子どもに通学定期券を認めて欲しいというお話がありましたね。

奥地 小中学校は認められました。高等部については、フリースクール環境整備推進議員連盟が動いてくださって、昨年「高校在籍」という条件付で認められましたが、該当者は少ないですね。博物館・美術館など文化施設入場券の学割も適用されませんし、奨学金も申請できません。

円 民主党の行う高校授業料無償化も枠外になるんですね。

奥地 そうなんです。無償化はよいことですが、不登校やフリースクールの子や親からすれば、高校へ通う

子は学校であるがゆえに保護されている上にさらに手厚くなる。格差がまたグーンと開くわけです。

不登校の子たちから見た不登校の立場からの権利宣言

円 工藤さんは、小学生の頃からそういう社会の仕組みのデコボコに否応なくぶつかってきたわけですよね。その体験が昨年の「不登校の子どもの権利宣言」につながったのかしら。工藤 そうですね。不登校の子たちが毎年2～300人集まる「子ども交流合宿」が昨年20年目を迎えて、東京シュールのメンバーが中心になって準備を進めることになったんです。僕が実行委員長で、節目だからきちんと残ることをやりたいねと。ちょうど「子どもの権利条約」の国連採択から20年を迎える年でもあるし、不登校の自分たちから見た、不登校の立場からの権利宣言をまとめて、アピールできたらいいなと思ったんです。合宿のエンディングで発表しました。

奥地 もともと1年ほど、子どもの権利を学んでいたんですね。

工藤 きっかけは、一昨年の春、ユニセフの活動を紹介する施設を見学したときに、「あなたたちは幸せだ。ご飯を食べられ、学校に行け、戦争にも駆り出されない」と言われたこ

とにあります。なんだかちょっと違和感があった。それで、10人くらいで、子どもの権利条約を自分たちの体験と照らし合わせてひとつひとつ検討したら、守られていない権利がたくさんあったんです。不登校の事情も気持ちも聞かないで、甘えている、ワガママだと言われて傷ついている子もいる。なのに「幸せだ」と断定されたことにも疑問を感じました。それで、自分たちの問題だから自分たちで考えようと、子どもの権利を学ぶ講座を始めたんです。奥地 権利宣言をまとめるのに、夏休み返上で取り組んでいましたね。工藤 11歳から19歳の15人で検討を重ねて、40時間かけて文章にまとめました。最後はへトへト…(笑)。これから他のフリースクールの生徒ともやりとりしてさらに編み直し、広められるといいなと思います。

子どもたちの「つながり」をサポートする政治を

円 教育を語る時、よく「学力」が指標にされますね。昨年発表された調査研究報告[※3]なんですが、50年前と現在の学力テストの結果を比較分析すると、昔は経済力や文化的な豊かさが学力格差を生んだけれど、いまは「持ち家率」「離婚率」「不登校率」が格差の指標だというんです。

それぞれ、地域とのつながり、家族とのつながり、学校とのつながりが影響していて、この「つながり格差」が今日の学力格差を生んでいると結論付けています。

奥地 学力とは何かを問うテーマでもありますね。不登校の子は、一般的に学力テストの点数は低いけれど、たとえば権利宣言をここまで文章にできる高い能力があるし…。

円 お二人の話を知ると、不登校の子たちがフリースクールで元気になり、勉強する意欲も出て、自分たちで権利条約を出せるほどの能力を発揮しているわけです。これは、学校では希薄になった豊かな「つながり」がフリースクールにはあって、子どもの成長を促したからではないでしょうか。それをきちんと公費助成して支えたり、不登校の子が学ぶ権利を保障するよう法律を整えること、それが政治の役割だと考えます。

奥地 ぜひ実現をお願いします。

工藤 子どもが学びたいと思ったときに、離婚家庭だとか、不登校しているというだけで、選択肢が狭まらないような社会にしてください。

円 参議院議員として17年間、母子家庭支援を地道に続けてきました。これからも社会の少数派の存在を忘れずに、多様な価値観を尊重して誰もが生きやすい社会をつくりたい。

不登校の子どもの権利宣言

前文

私たちは子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を聞かれ、傷つけられることを経験しています。不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつくっていきましょう。

多くの不登校の子どものや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

一、教育への権利

私たちは、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもに教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校に行くことは義務ではない。

二、学ぶ権利

私たちは、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちは、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション(家で過ごし・学ぶなど)のようにより学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前という考えを子どもに押し付けず、ゆとりを確保することを保障してほしい。

四、安心して休む権利

私たちは、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆとりを確保することを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に追いつけたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とする差別をしてはならない。例えばおとなは、不登校の子とも遊ぶと自分の子どもまでもが不登校になるという偏見から、子ども同士の関係を制限を付けないでほしい。

七、公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っていない子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

八、暴力から守られ安心して育つ権利

私たちは、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰・虐待・暴力的な入所・入院などのあらゆる暴力をしてはならない。

九、プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関する情報は、必ず意見を聞いてほしい。

十、対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならぬ。子どもが自身の考えや気持ちをありのままに伝えることができる関係、環境が必要である。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれぬ。

十二、他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちは、子どもが持つ権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならぬ。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

二〇〇九年八月二十三日

全国子ども交流合宿「はあばお」参加者一同

■大阪ハンドの会「ニコニコ離婚講座」報告

「いま すべき10のこと」

～ 離婚を考え始めたあなたへ～

円より子



久しぶりに大阪の「ニコニコ離婚講座」に参加しました。当日（2月6日）は、日本海側に大寒波が押し寄せた影響で、関ヶ原の辺りが雪のために新幹線が徐行運転。30分遅れで新大阪駅に到着したものの、きっかり開始時間の1時半に、会場のドーンセンターに到着しました。

講演のテーマは、離婚を迷っている人、また離婚後の苦しい生活から抜け出したい人の「いますべき10のこと」です。とはいえ、なんと大阪は完全失業率7.7%（平成21年）と、全国でも最悪の状況。生活保護を受けている人の数も全国5番目で、離婚率も2位の2.37%です。厳しい不況下ですが、次の10項目を参考に、自分の現状と気持ちを整理するところから始めましょうと、お話をいただきました。

①まず、自分の状況を冷静に見つめることが大切。つまり自分の棚卸し、自分自身の“仕分け”と言ってもいいでしょう。ほんとうに離婚すべきか、いまのままで行くか、夫とやり直すか、といったことも、この仕分けに入ります。

②子どもがいるなら、引き取ることを第一に、離婚後の子どもとの生活、離婚をどう伝えるか、子どもと父親の行き来などを考慮します。

③生活の土台となる住まいを確保しましょう。夫名

義で借りている賃貸アパート、社宅もギリギリまで出ない。財産分与で住居を確保することも意識して。そして公営住宅の申込みも早目におきます。

④仕事は辞めない。副業を持つことも視野に入れましょう。そして、自分の特技を探し出し（掃除・料理、なんでもOK）、就職に活かしたり、起業を考えるのもありですね。

⑤職業訓練等で技術や資格を取得し、スキルアップ。自治体やハローワークの情報をチェックしましょう。

⑥とにかく健康と体力が重要です。公営のスポーツジム、プール等を活用しましょう。歩く、毎朝のストレッチ等々。落ち込んだ時や不眠の時は、肉体労働に就くのも手です。絶対に眠れるし食欲も出ますから、肉体労働をバカにしてはいけません。

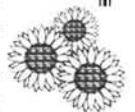
⑦自分の収入だけで何とかしたくても、男女の賃金格差を考えると、財産分与、慰謝料、養育費はしっかりと取り決めること。

⑧夫婦間の話し合いでムリなら、家裁の調停、弁護士を活用を。

⑨児童扶養手当や子どもの就学支援費等、お金のことだけでなく、様々な福祉サービスがあるので、自治体の窓口にご相談に行ってみること。

⑩最後に頼れるものは、やっぱり友だち。調停や裁判の経験者の話を聞くもよし、夜中に辛い時のメル友

弁護士1110番



《回答者》 弁護士 段林 和江

TEL 06-6364-3014

親からの借金は返してもらえないか

Q 結婚して17年、中学3年生の息子がいます。夫は7年前にリストラされた後、私の父の自営業を継いでやっています。慣れない商売で赤字を増やすだけで2年前に辞めて会社に再就職しました。

自営業の資金や借金の返済は私の両親が全部払ってくれたので、借金分800万円は少しずつでも返さなければと思うのですが、夫は返す気はなく、給料は自分勝手に使っています。暴力もあり、子どもの前でも暴言をはいたりして子どもも反抗的になり、このままではと思い、半年前に離婚したいと夫に伝えました。

夫は「お金も払わないと言っていますが、親からの借金は返済してもらえないでしょうか。夫の年収は500万円です。マンションは共有名義ですが、養育費や借金の代わりに私がもらい、子どもと住み続けることはできません。」

A 親からの借金800万円については、両親とあなた夫婦の間でどのような約束がなされていたのかが問題です。身内の間では貸し借りと言っても、「ある時払いの催促なし」というように援助金ということも多く

あります。娘夫婦の生活の援助として親が出したお金であれば、法的性質は消費貸借というより贈与といふべきで、返済義務はありません。次に、あなたが請求できる養育費の額は、相手方の年収が500万円以下、貴方の年収が100万円以下、子どもが15歳とすると、裁判実務で用いられている簡易算定表に基づけば、1ヶ月、6万円から8万円の間にあります。養育費は通常20歳までというのが多いのですが、相手方の合意があれば、延長は可能です。養育費は扶養義務であり、毎月の支払いが原則ですので、相手方が同意しなければ、まとめて支払ってもらうことも、不動産を代わりにもらうこともできません。マンションを結婚後に夫婦で購入、ローンを支払い、オートローンではないとの前提で考えると、マンションは財産分与の対象となり、他に財産がなければ、原則2分の1ずつ取り分があると考えます。共有名義ということですが、財産分与で清算する取分は、名義とは関係ありません。将来の養育費を引き換えるに相手方の取り分を譲ってもらうかどうかは、相手方が同意すれば可能です。



も嬉しいものです。一人で閉じこもっていても運は開けません。落ち込んでいた時こそ、ちょっとお洒落して外へ出て話のできるネットワークを持ちましょう。もちろん、ハンド・イン・ハンドの会なんて最適です。

質疑応答の後、3グループに別れてディスカッション。その後、30人ほどで「円より子を囲む会」。それから近くの居酒屋に移動して、久しぶりに24人も集まったの懇親会となりました。1982年7月の第1回・大阪ハンドの会からの懐かしい人も集まってくれて、和気あいあい、とても楽しく盛り上がった会合でした。あの頃は、毎週大阪のテレビに出演していたので、1ヶ月に1度は離婚講座とハンドの会に出て、終わった後は毎回、夜遅くまでみなさんと飲んで(?)、いろいろと話したものでした。

今回、いくつも宿題をもらいましたが、今号では、右の囲みの通信・単位制高校の教育費補助について調べました。

ではまた、大阪ハンドのみなさん、7月の私の当選後にお目にかかりましょう。

円より子は、7月の参議院選挙で改選を迎えます。全国各地に住んでいても投票できる比例代表選出です。比例代表は、個人名を書いてもらわないと当選できない制度です。



通信制・単位制高校の授業料も無償化される?

大阪の離婚講座で参加者から「高校の授業料が無償化になると言われているけど、通信制・単位制高校も無償化になるのですか?」という質問をいただきました。母子家庭の収入は低いので、教育費の大きな負担に悩む人が多いと思います。

文部科学省によれば、①公立高校の授業料の無償化、②私立高校生等に授業料の一部を助成し教育費負担を軽減するための法律を今国会に提出、3月末までに可決・成立し、4月に施行される予定です。

これは全日制、定時制高校だけでなく、通信制・単位制高校や、特別支援学校(高等部)、国公私立の高等専門学校(1~3学年)、高等学校の課程に類する専修学校・各種学校等も対象になります。

公立高校の場合は授業料が徴収されず、地方公共団体に授業料収入相当額が国費により交付されます。

私立高校等については、国が都道府県を通して学校に高等学校等就学支援金を支給し、生徒は支援金額を減額した授業料を支払うこととなります。支援金は生徒一人に年額118,000円支給され、年収250万円未満程度の子帯の生徒には倍額の237,600円、250万円~350万円未満程度では178,200円支給されます。

細かい条件等、詳細は次号でお知らせします。(円)

●問い合わせ:「文部科学省初等中等教育局高校無償化準備室」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1285889.htm

●もっと知ろう・使おう「公的支援サービス」●

~シングルマザーの子育てと仕事を両立する知恵~

昨年末12月5日に東京で開かれた「ニコニコ離婚・ミニ講座」では、「離婚&母子家庭お役立ちセミナー」と題して、円より子代表とハンドの会スタッフの満木葉子がレクチャーを行いました。

満木はこの日が講師デビューということもあり、参加者へ配る資料づくりにも熱が入って、小冊子並みの力作に。ひとり親家庭への公的支援サービスについて、コンパクトにまとめたものができあがりしました。

今後も、どんどん情報更新されて、いろいろな機会にバージョンアップしたものが活用されそうですが、次号から少しずつ、この紙面でもご紹介して

いこうと思います。

大きく三つのパートに分かれていて、①就職・キャリアアップに関する公的支援、②子育てに関する公的支援、③住居に関する公的支援。それぞれ複数の現行サービスごとに、具体的な支援内容と問い合わせ先が紹介されています。

すでに知っているサービスも細かい変更がされている場合があるのでおさらいを。また、いままで知らなかったり新しく加わったサービスもあるかもしれません。公的支援サービスを活用して、要チェックです。賢いシングルマザー生活を送りましょう。



ちょっと緊張気味の満木さん



告知板

●近々の会やイベントのお知らせです。
※申し込みや問い合わせ方法です。



事務局便り

大阪:

FAX

☎

TEL 03-3261-1835(東京事務局)

大阪ニコニコ離婚講座

原則、午後1時半～4時半まで、ドーンセンター(大阪市中央区大手前1-3-49 TEL 06-6910-8500)で、申し込み不要。参加費は、講座:1500円、ミニ講座:500円

●4月24日(土) 午後1時半～4時半
テーマ:「離婚に関する法律」

講師:弁護士 竹川幸子さん

離婚係争中の人、迷っている人にとって、決断の拠り所となる法的な情報を分かりやすくお話しいただきます。別居期間中の婚姻費用分担、子の親権者・監護権者、養育料、財産分与、慰謝料、調停、裁判、等々。

※お子様連れの方は、事務局までご一報を。

例会

原則、奇数月の第4土曜日の午後。
竹川法律事務所(大阪市淀川区西宮原1-4-15-602 TEL 06-6393-1331)

またはドーンセンター小会議室。

※変更の可能性があるのでご確認を。

●3月27日(土)午後1時半～

●5月22日(土)午後1時半～

ともに@竹川法律事務所。

東京:事務局

TEL 03-3261-1835●

☐ info@gendai-kazoku.jp

例会

●3月20日(土)18時～21時

●4月17日(土)18時～21時

@麹町参議院議員宿舎。
同じ境遇の人同士、ここでしか話せないことを思う存分話しましょう!

※参加希望者は、お世話係の
さんに開催日の週
の木曜日までにメールで連絡を。

☐ または東京事務局まで電話を。

各地のお世話係

★困ったり、楽しいことがしたいとき、気軽に連絡を♪

仙台
埼玉
埼玉
静岡
愛知

香川
福岡
熊本
長崎

★★★ ハンド会報ご協力をお願い ★★★

「家計簿公開」「子どもの気持ち」「この頃の仕事・就職事情」にご登場いただける方を募集!

■「家計簿公開」

台所事情を公開することで、ひとり親家庭の現状を浮き彫りにし、理解・共感を促していく企画です。対象は、「近々の」1か月分の家計簿を公開してくださる方。

■「子どもの気持ち」

ひとり親家庭で育った子どもたちに、面接インタビュー形式またはメールや電話でお話を聞いています。「取材を受け、記事が掲載されてから、子どもも気持ちの整理がついて少し楽になったようです」と、お母さんからも好評いただいている企画です。対象は中学生くらいから25歳位まで。

■「この頃の仕事・就職事情」

資格をとるために働きながら勉強をしている方、不景気の影響でシフトを減らされて困っている方、再就職に向けてハローワークに通っている方など今のあなたの仕事・就職事情や情報をぜひお寄せください。

ご協力いただける方は、ハンド事務局までご連絡ください!



◎各種ご連絡は下記へ◎

TEL 03-3261-1835

FAX 03-3261-1836

☐ info@gendai-kazoku.jp

※セミナー・講座・お得情報のメール配信希望者は、登録したいアドレスから、件名「メール配信希望」+氏名をメール送信!

離婚110番 mixiコミュニティのお知らせ

ソーシャルネットワーキングサービスサイトmixi内にハンド・イン・ハンドの会が運営するコミュニティ「離婚110番」があります。参加者が自由にトピックをたてられますので、情報交換をしたい方、聞きたいことがある方はこちらもご利用くださいね。mixi id=3602342

なおmixiに未登録の方は、事務局のメール(info@gendai-kazoku.jp)まで「mixi招待希望」と空メールを送ってください。

mixi

★一人で悩まず、気軽にお電話ください★

離婚と母子の110番 TEL 03-3261-1835

●基本的に毎土曜日: 13～17時

※研修を受けた相談員が「無料」で相談を受けています。

面接相談【要予約】

●原則 第1・第3土曜日: 14時～15時半～

※料金: 5,000円/50分(ただし2日前の木曜日から、キャンセル料2,500円が発生します)

※3月は6日、20日、4月は3日、17日を予定しています。

※平日に事務局(TEL 03-3261-1835)までご予約ください。

<購読料について>

購読料は次のいずれか、自己管理のもと、期限切れの際にお振込みください。

①1年間3,600円(送料共) ②2年間まとめて前払いの場合、7,200円を6,000円に。 ③出世払い もしくは免除(どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出てください)

[振込先] 各地の郵便局にて00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会

ハンドからみなさんへ発信

ハンド・イン・ハンドの会 公式HP:

http://www.gendai-kazoku.jp

円より子ネット: http://www.madoka-yoriko.jp